

- ・技能実習法が平成29年11月1日から施行。
- ・技能実習法施行規則(厚生労働省令、法務省令)において、**事業所管大臣が、技能実習の内容の基準等について、特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣に協議の上で、告示で定めることができることとされている。**
- **自動車整備作業については、自動車の安全に関わるものであるため、技能実習を行わせる体制の基準等を定めた。**

### 1) 技能実習の内容に関する基準

**入国前講習又は入国後講習のいずれかにおいて、自動車整備作業に関する講習(国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させる。)**を実施すること。

### 2) 技能実習を行わせる体制の基準

- ① **1～3年目の外国人技能実習生を指導する技能実習指導員**は、三級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。
- ② **4, 5年目の外国人技能実習生を指導する技能実習指導員**は、二級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。
- ③ 技能実習を行わせる事業所は**自動車分解整備事業の認証**を受けた事業場であること。

### 3) 監理団体の業務の実施に関する基準

**技能実習計画の作成の指導**は、三級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。

○国土交通省告示第三百八十六号

自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号及び第五十二条第十六号に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件

第一条 自動車整備職種の自動車整備作業（以下単に「自動車整備作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、第一号技能実習に係るものである場合にあつては、入国後講習において、自動車整備作業に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施することとしていること（当該講習を同号ハに規定する入国前講習において受けた技能実習生に係るものである場合を除く。）

）とする。

第二条 自動車整備作業に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一号技能実習又は第二号技能実習に係るものである場合にあつては、技能実習指導員（規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。）が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ 一級又は二級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第一項の技能検定をいう。以下同じ。）に合格した者

ロ 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

二 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、技能実習指導員が、規則第十二条第一項第二号に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。

イ 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 二級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

三 技能実習を行わせる事業所が、道路運送車両法第七十八条第一項の規定に基づき地方運輸局長

から自動車分解整備事業の認証（対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われたものを除く。）を受けた事業場であること。

第三条 自動車整備作業に係る規則第五十二条第十六号に規定する告示で定める基準は、同条第八号後段に規定する修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員が次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

二 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

三 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第四条に規定する自動車検査員の要件を備える者

四 道路運送車両法第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者

## 附 則

この告示は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から適用する。